

【参考②】市場運営委員会、青果・水産物仲卸組合理事会で頂いた規則改正に関する主な意見等と市の回答について

事項	改正条文		意見等	市の回答
場外者等からの買入れ等の報告等	第44条第1項第1号	第44条 条例第34条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める報告書により行わなければならない。 (1) 条例第34条第2項の規定による協議を行ったとき 協議報告書 (2) 場外者等からの買入れ等を行ったとき 場外買付報告書	そもそも協議を求める目的は何か。	現状行われている場外買付も含め、必要なものがある場合は、事前に卸売業者と協議してもらい、できる限り場内での取引を増やすことにより、市場取引を活性化させたいという趣旨である。
			すべてのことを報告することは難しい。開設者としても事務的に無駄な業務が発生するのではないか。	どのような協議について報告書を提出してもらうかは少し整理させていただきたいが、運用していく中で、必要に応じて皆さんと話し合いながら決めていきたいと考えている。 例えば、日々の取引については、発注書の提出をもって報告書の提出にかえることも可能であると考えている。
			継続的に続く取引であれば報告書を提出しなくても良いのか。	同様の内容であれば、報告書を一度提出するだけで良いと考えている。
			現状行われている場外買付は、現行条例のどの規定にも当てはまらない、いわゆる法の抜け道を利用しているように思う。今後、卸売業者と協議したとしても、良い方向に改善されるか疑問である。	場外買付について全く自由にしてしまうと、卸売業者と仲卸業者の役割が不明瞭となり、卸売市場として成り立たなくなるとともに、卸売業者の経営が難しくなる。 卸売市場は公共の役割を担っているため、場内事業者にもそのことは認識していただき、場外買付を完全に自由化するのではなく、協議をすることにより、一定の取引秩序を保ちつつ、場内の取引を増やしていきたいと考えており、ルールは遵守していただきたい。
			開設者の考えとしては、一定の取引ルールを遵守してもらうために立入検査等を実施するのか。	そのように考えている。ただし、協議に関する報告書が提出されていないという理由で直ちに立入検査等を実施するものではない。報告書が提出されない場合は、まずは報告書を提出してもらうよう協議し、改善がされなければ必要に応じて立入検査等を実施するという考えである。
	その他(別表第3)	仲卸業者市場使用料(場外買付手数料について) 仲卸業者が買入れた物品の販売金額(当該物品の買入れ金額に(消費税及び地方消費税の額を含む。))に100分の105を乗じて得た額をいう。)の1,000分の2.5に相当する金額	場外買付手数料率を上げてはどうかという意見はどこからの意見か。また、場外手数料率を上げることについて検討はしないのか。	場内検討会議にて水産仲卸組合から出た意見であるが、今回の改正で見直しはせず、今後の課題として認識し、改めて検討したいと考えている。
受託拒否の正当な理由(差別的取り扱いの禁止)	第43条	第43条 卸売業者は、卸売の業務の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、次の各号に掲げる理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。 (1)～(8) 略	設定理由について、「改正卸売市場法施行規則等を参考に拒否理由を明確化するため規定する。」とのことだが、改正卸売市場法施行規則で同様の内容が規定されているのは第6条「受託拒否の正当な理由」であるため、見出しが誤っているのではないのか。	頂いた意見を反映し、見出しを「受託拒否の正当な理由」に修正する。
			「差別的取扱いの禁止」について規定するのであれば、別途、定める必要がある。ただし、条例に規定があれば施行規則には不要である。	条例第30条に「差別的取扱いの禁止」に関する規定を設けているため、改正後の規則には規定しないこととする。
卸売業者・仲卸事業者・売買参加者の承認をしない条件	【卸売業者】 第5条第3項第3号	3 条例第7条第4項第5号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 仲卸業者若しくは売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人	卸売業者や仲卸業者等の承認要件は変更できないのか。変更する場合はどのようにすれば良いのか。	変更することは可能であるが、今回の改正をもって変更することは考えていない。 今後、承認要件に関する規定について、削除する等、改正する方が良いとする意見が出るようなことがあれば、場内事業者と協議して検討したいと考えている。 事務的な手続きとしては、規則に規定する内容であるため、議会を通す手続きはなく、市長までの決裁で改正することが可能である。
	【仲卸業者】 第17条第3項第3号	3 条例第15条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 卸売業者若しくは売買参加者又は卸売業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人		
	【売買参加者】 第26条第3項第3号	3 条例第21条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。 ③ 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人		

※説明会等時点での内容であり、その後の法制部門等との協議の結果、最終の改正内容と文言及び条文番号が違ふ箇所がございます。